



# 山形県公報

平成30年2月20日(火)  
第2920号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……107
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……108
- 同……………(同) ……109
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 道路の位置の指定の廃止……………(村山総合支庁建築課) ……110

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法による火光を利用した遊漁に係る光力の制限……………同

### 公 告

- 平成30年度山形県立産業技術短期大学校庄内校の訓練生の追加募集……………(雇用対策課) ……112
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……113
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……114

## 告 示

### 山形県告示第120号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成30年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字沼木及び大字門伝の各一部	平成28年12月22日から平成30年3月31日まで
	大字漆山、大字七浦、大字上反田、大字古館、大字門伝、大字柏倉、大字沼木、松栄一丁目、松栄二丁目、鉄砲町、大字千手堂、六日町、長町、飯沢、松栄、長苗代、羽黒堂、高堂二丁目及び高堂の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成30年3月31日まで

米 沢 市	大字李山及び笹野本町の各一部	平成28年12月22日から平成30年3月31日まで
鶴 岡 市	木野俣及び菅野代の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成30年3月31日まで
酒 田 市	北俣及び生石の各一部	同
上 山 市	八日町、栄町一丁目、栄町二丁目、北町本丁、北町一丁目、北町、新町二丁目、旭町一丁目、御井戸丁、湯町、新丁、軽井沢一丁目及び新町一丁目の各一部	平成28年12月22日から平成30年3月31日まで
	長清水一丁目、長清水二丁目、長清水三丁目及び石堂の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成30年3月31日まで
天 童 市	大字寺津及び大字藤内新田の各一部	平成28年12月22日から平成30年3月31日まで
長 井 市	今泉の一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成30年3月31日まで
尾 花 沢 市	大字行沢、大字中島及び大字上柳渡戸の各一部	同
大 江 町	大字勝生、大字小清、大字沢口、大字柳川及び大字貫見の各一部	同
川 西 町	大字下小松の一部	同
白 鷹 町	大字萩野の一部	平成28年12月22日から平成30年3月31日まで
飯 豊 町	大字萩生の一部	同

### 山形県告示第121号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、舟形町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡舟形町桧原地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年9月5日から同年12月15日まで（変更前）  
平成29年9月5日から平成30年1月25日まで（変更後）
- 3 作業の種類

## 公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第122号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大蔵村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡大蔵村白須賀南地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年10月2日から同年12月28日まで（変更前）  
平成29年10月2日から平成30年1月26日まで（変更後）
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第123号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、舟形町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡舟形町桧原地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成29年9月5日から平成30年1月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第124号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大蔵村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡大蔵村白須賀南地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成29年10月2日から平成30年1月26日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第125号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
酒田都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

## 山形県告示第126号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成30年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私有村総建第167号
- 2 廃止に係る指定の場所 寒河江市大字寒河江字小和田58番1、59番1
- 3 廃止年月日 平成30年2月9日

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

## 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の海域における水産資源の保護及び漁場の秩序ある利用を図るため、次のとおり指示する。

平成30年2月20日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

- 1 火光を利用した遊漁に係る光力制限
  - (1) 次の表の左欄に掲げる海域において、一の船舶が火光を利用して遊漁を行う際に集魚灯として使用することができる光源の種類及び個数は同表の中欄に掲げるとおりとし、一の船舶の集魚灯の消費電力合計の最高限度は同表の右欄に掲げるとおりとする。

海 域	使用することができる光源		集魚灯の消費電力 合計の最高限度
	種 類	個 数	
山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第1号）	白熱灯又は放電灯 （メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1個（消費電力が3キロワット以内のものに限る。） 船上使用 3個以内	10キロワット
山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域	白熱灯又は放電灯 （メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1個 船上使用 3個以内	10キロワット
山形県と秋田県の境に設置した漁場基点（以下「基点第1号」という。）から真方位292度の線及び酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（以下「基点第3号」という。）から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートル以内の海域から山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域を除いた海域	白熱灯又は放電灯	水中使用 1個 船上使用 3個以内	10キロワット

基点第3号、基点第3号から真方位294度43分5,000メートルの点（以下「アの点」という。）、平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町との境に設置した漁場基点（以下「基点第4号」という。）から真方位295度45分5,000メートルの点（以下「イの点」という。）及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	制限なし	10キロワット
アの点、基点第3号から真方位294度43分6,500メートルの点（以下「ウの点」という。）、基点第4号から真方位295度45分6,500メートルの点（以下「エの点」という。）、イの点及びアの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	制限なし	1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット
基点第3号から真方位294度43分の線と基点第4号から真方位295度45分の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第3号、ウの点、エの点及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	制限なし	30キロワット
基点第4号、イの点、山形県と新潟県の境に設置した漁場基点（以下「基点第5号」という。）から磁針方位西北西5,000メートルの点（以下「オの点」という。）及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域から山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域を除いた海域	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1個 船上使用 3個以内	10キロワット
イの点、エの点、基点第5号から磁針方位西北西6,500メートルの点（以下「カの点」という。）、オの点及びイの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1個 船上使用 3個以内	1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット
基点第4号から真方位295度45分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第4号、エの点、カの点及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1個 船上使用 3個以内	30キロワット

基点第1号から真方位292度の線と基点第3号から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートルより沖合の海域及び基点第3号から真方位294度43分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートルより沖合の海域	白熱灯又は放電灯	制限なし	30キロワット
---	----------	------	---------

(2) 山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域では、船舶が火光を利用した遊漁を行ってはならない。

## 2 制限期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

# 公 告

平成30年度山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり追加募集する。

平成30年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集人員

校 名	訓練課程	訓 練 科 目	訓練期間	募集人員
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	制御機械科	2年	若干名
		電子情報科	2年	若干名
		国際経営科	2年	若干名

## 2 試験の期日及び場所

校 名	訓練課程	区 分	期 日	場 所
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	一般入学試験（追加募集）及び社会人特別入学試験（追加募集）	平成30年3月28日（水）	山形県立産業技術短期大学校庄内校 酒田市京田三丁目57番4号

## 3 試験科目

校 名	訓練課程	区 分	試 験 科 目
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	一般入学試験（追加募集）	制御機械科 筆記試験（数学Ⅰ及び小論文）及び面接 ただし、技能検定に合格した者は、小論文を免除する。 電子情報科 筆記試験（数学Ⅰ及び小論文）及び面接 国際経営科 筆記試験（小論文）及び面接

		社会人特別入学試験 (追加募集)	制御機械科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 国際経営科 面接
--	--	---------------------	---------------------------------------

## 4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に山形県立産業技術短期大学校庄内校に提出すること。

校名	訓練課程	区分	受付期間
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専門課程	一般入学試験 (追加募集) 及び 社会人特別入学試験 (追加募集)	平成30年3月16日（金）から同月23日（金）15時まで

## 5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成30年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項（追加募集）に定めるところによる。
- (2) 詳細については、商工労働部雇用対策課産業人材育成担当（電話番号023(630)3245）又は山形県立産業技術短期大学校庄内校（電話番号0234(31)2300）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年2月20日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立新庄病院放射線部門システム及び内視鏡システム更新整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号  
電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成29年12月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番地の2
- 5 落札金額 243,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成29年11月14日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年2月20日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立新庄病院検体検査システム更新整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号

電話番号0233(22)5525

- 3 落札者を決定した日 平成29年12月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社南部医理科山形営業所 山形市飯田三丁目2番9号
- 5 落札金額 56,484,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成29年11月14日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年2月20日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立新庄病院生理検査システム更新整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号  
電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成29年12月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社シバタインテック山形支店 山形市桜田東二丁目1番21号
- 5 落札金額 58,860,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成29年11月14日